

第 113 回鹿児島県公益認定等審議会の審議結果の概要

1 日 時

令和 7 年 7 月 29 日（火）午後 2 時 00 分～ 3 時 50 分

2 場 所

鹿児島県庁 行政庁舎 14 階 14-A-1 会議室（対面開催）

3 出席者の氏名

(1) 委員

松田忠大委員（会長），福元紳一委員，松枝千鶴委員，宇都由美子委員，鳥丸聡委員

(2) 事務局

学事法制課，総務福利課，子育て支援課

4 審議対象法人（出席者）

(1) 公益財団法人 鹿児島県婦人会館（理事長 1 名，理事 2 名，事務局長 1 名）

(2) 公益財団法人 山本奨学会（事務局職員 1 名）

(3) 一般財団法人 わかば会（代表理事 1 名，評議員 1 名，代理人 1 名）

5 議事

議事 1 審議会の公開・非公開について

議事 2 諮問案件の審議について

(1) 変更認定審議案件について（2 件）

- ・ 公益財団法人 鹿児島県婦人会館
- ・ 公益財団法人 山本奨学会

(2) 公益認定審議案件について（1 件）

- ・ 一般財団法人 わかば会

(3) 次回の継続審議案件について

(4) 答申について

議事 3 報告事項について

(1) 公益認定申請の取下げについて

(2) 変更等の届出及び立入検査実施状況（令和 6 年度下半期分）

(3) 新公益信託法について

議事 4 その他

6 議事要旨及び議決事項

議事 1 審議の公開・非公開について

個人情報等の不開示事項の審議が必要となった場合は、委員に諮った上で非公開とする旨の議決がなされた。

議事 2 諮問案件の審議について

(1) 変更認定審議案件について（2件）

議長が、申請法人に説明を求め、申請法人から、申請の概要について説明がなされた。次に、議長が、法人の変更認定申請について所管課に説明を求め、所管課から説明がなされた後、質疑が行われた。

(2) 公益認定審議案件について（1件）

議長が、申請法人に説明を求め、申請法人から、申請の概要について説明がなされた。次に、議長が、法人の公益認定申請について所管課に説明を求め、所管課から説明がなされた後、質疑が行われた。

(3) 次回の継続審議案件について

本日の審議案件については、次回に継続しない旨の議決がなされた。

(4) 答申について

議長が、本日の審議案件の答申案について事務局に説明を求め、その後、委員に諮ったところ、委員全員一致で答申案のとおり公益認定基準に適合すると認める旨の議決がなされた。

議事 3 報告事項について

(1) 公益認定申請の取下げについて

事務局から第109回鹿児島県公益認定等審議会において諮問があった公益認定審議案件について、公益認定申請の取下げがあった旨報告した。

(2) 変更等の届出及び立入検査実施状況（令和6年度下半期分）

令和6年度における公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第53条第2項において準用する同法第45条第1項の規定に基づく鹿児島県公益認定等審議会への送付書類について報告した。また、令和6年度下半期分の公益法人への立入検査実施状況について、監督措置が必要と認められる法人はなかったことを事務局が報告した。

(3) 新公益信託法について

事務局から新公益信託法について報告した。

議事 4 その他について

次回審議会の日程について事務局から説明がされた。